

東京圏（第14回）・関西圏（第11回）・養父市（第7回）  
福岡市・北九州市（第9回）・仙台市（第4回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

---

1. 日時 平成28年12月2日（金）10:44～11:23

2. 場所 虎ノ門ヒルズフォーラム4階ホールB

3. 出席

山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

小池 百合子 東京都知事

広瀬 栄 養父市長

奥山 恵美子 仙台市長

北橋 健治 北九州市長（代理：松元 照仁 副市長）

井戸 敏三 兵庫県知事（代理：梅谷 順子 理事（地域創生・女性担当））

木村 恵司 三菱地所株式会社 取締役会長

（代理：合場 直人 代表執行役 執行役専務）

阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ 代表

福岡 広大 Houyou株式会社 代表取締役社長

稲垣 登 社会福祉法人いちにわたけのこ会 理事長

松本 洋平 内閣府副大臣

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

鈴木 亘 東京特区推進共同事務局長

秋山 咲恵 養父市特区推進共同事務局長

光多 長温 公益財団法人都市化研究公室 理事長

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

4. 議題

（1）認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他

5. 配布資料

- 資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
- 資料1-2 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
- 資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
- 資料1-4 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
- 資料2 東京都提出資料
- 資料3 養父市提出資料
- 資料4 仙台市提出資料
- 資料5 北九州市提出資料
- 資料6 兵庫県提出資料
- 資料7 養父市特区推進共同事務局 (案)
- 参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
- 参考資料2 各地の国家戦略特区の最近の動き

---

○藤原審議官 それでは、定刻でございますので、ただいまより「東京圏（第14回）・関西圏（第11回）・養父市（第7回）・福岡市・北九州市（第9回）・仙台市（第4回）国家戦略特別区域会議合同会議」を開催いたします。

出席者は、参考資料1を御参考ください。

初めに、山本担当大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 12月のお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

区域会議の開催に当たりまして、担当大臣として一言御挨拶申し上げます。

今回は、東京圏、関西圏、福岡市・北九州市、仙台市の4区域における計7事業の計画案について御審議いただき、あわせて、積極的な規制改革提案についても、お伺いしたいと思っております。また、去る11月9日の特区諮問会議で総理から御指示のありました養父市と内閣府との共同事務局について、特区の「先進地」として、さらなる特区提案や事業の加速化に取り組んでいけるよう、関係の方々に具体の体制案を取りまとめていただきましたので、本日、御説明したいと思っております。これは、先月19日、私が養父市を視察した際に骨格を発表したものであり、本日はその具体的な御説明をいただきます。

区域計画の案につきましては、本日、御決定いただければ、速やかに特区諮問会議での審議につなげていきたいと考えておりますので、忌憚のない御議論をよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○藤原審議官 山本大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○藤原審議官 まず、議題1の区域計画案につきまして、審議をさせていただきます。

最初に、事務局より各区域の計画案を説明させていただきます。その後、それぞれの関係自治体、民間事業者の皆様には追加の規制改革提案を含めまして御発言をお願いしたいと思います。

まず、東京都の計画案を審議いたします。資料1-1を御覧いただければと思います。

今回、東京都は3つの事業を新規追加し、1つの事業の計画変更を行います。

まず、2(2)都市計画法の特例でございます。本メニューの活用という意味では東京都では14番目の事業になりますが、今回は住友不動産の整備いたします西新宿の住友ビル周辺のプロジェクトになります。関係機関との調整をワンストップで行うことにより、手続の迅速化を図るものでございます。

続きまして、2(5)の病床に係る特例でございます。本件は、高度医療を提供するため、基準数を超える追加の病床数を特区において認めるものでございます。当初、これは一昨年12月19日、医療法人社団混志会瀬田クリニックグループが神奈川県の実業として計画の認定を受けたのですが、この度、順天堂大学内の病院に拠点を移し、19床の追加病床を整備することになりました。この計画変更により、一層の高度な成果が期待されるものでございます。

最後に、2(19)電波法関連ですが、特定実験試験局制度に関する特例でございます。本件は、周波数や使用可能な地域を区域会議のもとで調整し、申請日当日に免許が受けられる仕組みでございます。今回、初めて東京圏、東京都が本件を活用し、多摩地区におきまして、土砂災害の被災状況などをドローンで調査するものでございます。

以上でございますが、まず、東京都、小池知事より御発言をお願いいたします。

○小池知事 おはようございます。

東京都といたしまして、この特区の価値、その意味をしっかりと理解いたしまして、早速、推進共同事務局も東京都庁内に置いていただきまして、鈴木先生にその事務局長を担っていただき、これでしっかり連携ができるものと期待をいたしております。

本日御提案させていただきますポイントでございますが、まず、1番目に多摩地域でドローンの特区を設けようというもので、その実証実験を行いたいと考えております。こちらは、都が推進いたします「セーフシティ」、安全なまちづくりのプロジェクトの一貫でありまして、多摩地区初めての特区の活用民間プロジェクトとなるものでございます。今後、ドローンの特区を活用いたしました住民の安否を確認する手法の検証などをスピーディーに実施することによりまして、多摩地域の安全・安心に貢献したいという考え方でございます。

資料の2ページでございます。こちらは、都市再生の推進でございます。都市計画法の特例を活用して、都庁前のビルに広大なアトリウム空間を、東京オリンピック・パラリンピック、2020年までにスピーディーに整備をいたしまして、ここでいろいろなイベントも開催できるということで、西新宿の賑わいを強化させていくプロジェクトでございます。

資料の3ページを御覧いただきます。こちらのほうは、外国人材による家事支援の特例、先だってお認めいただいた件でございますが、既に受入企業の公募を開始いたしております。そして、来年度には、東京はそのポテンシャルが最も高いと言われておりましたように、全国でトップの実績を目指しまして、しっかりと取り組んでいくという御報告でございます。

資料の4ページを御覧いただきます。

規制改革の提案でございますが、働き方の改革、これを私は都庁のほうでは、「ワーク・ライフ・バランス」ではなくて、やはり人間「ライフ」が先でしょうということから「ライフ・ワーク・バランス」という名称にさせていただいております。まず、この「ライフ・ワーク・バランス」を都庁から徹底させていこうということで、遅くとも20時退庁をルールとして設けたところでございます。先般、働き方改革推進ミーティングを立ち上げまして、来年の4月にもテレワークを一部実施できるように検討に着手をいたしましたところでございます。夜8時退庁というのを海外の方々に言うと、それだけでも驚かれて、夜8時までやるのかみたいな話で、あまり対外的には言わないほうがいいのかなと思ったりもしますが、いずれにしてもこの20時退庁ということで働き方を変えていこうという、若い職員からのいろいろな提案などもいただくようになりました。何よりも意識改革から始めていかなければならないということを感じております。そうした中で、今日は民間企業におけますテレワークを推進する観点から、特区によるセンターの、来年の夏を目途に設置を提案させていただきたい。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。つまり、国と連携してさまざまな情報などをワンストップで提供するものでございまして、これに加えて、公務員におけます柔軟な働き方を促進するために法整備が必要になりますが、1年単位の変形労働時間を導入する。公務員という観点で縛りがございますので、この点を制度の整備をお願いしたい。

続きまして、介護につきましても、これまで国に提案して実現してこなかった3つの要望事項について改めてお願いをさせていただきます。それから、先日、日本在宅介護協会から御提案いただきました混合介護でございます。利用者の利便性やサービスの質の向上、さらには介護職員の処遇改善にもつながります、大変よいアイデアと考えております。区市町村をはじめとして、広く関係者から意見を聴取しながら、具体的な内容について検討を進めてまいりたいと考えております。介護休業、介護休暇のあり方につきましても、今後は中小企業の負担軽減にも配慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

最後、資料の5ページでございますが、これにつきましては、御担当の阿曾沼様から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○阿曾沼代表 御指名いただきました、医療法人社団混志会瀬田クリニックの阿曾沼でございます。御説明させていただきます。

瀬田クリニックが既に特区で開設が認定されております19床を、順天堂大学と共同で運用することといたしたいと思います。共同運用の前提として、瀬田クリニックが順天堂大

学内に免疫細胞治療に関わる共同研究講座を開設いたします。瀬田クリニック及び順天堂大学はともに国家戦略特区東京圏の構成員でございますが、この構成員同士が連携することによって、我々瀬田クリニックの17年に及ぶ免疫細胞療法の治療実績、臨床研究の実績をベースに、順天堂大学の有する圧倒的な幅広い臨床現場、研究力、臨床力の支援を受けながら、より安全で有効性の高い治療技術の開発を世界に先駆けて推進したいと考えております。

また、今後は、他の地域の国家戦略特区の構成員となられた大学病院等との多施設共同研究などにも積極的に取り組んでまいりたいと思います。現在、表の左側でございます①から④の臨床研究を想定いたしておりますが、今後、その幅を拡大してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございます。

続きまして、三菱地所、合場執行役専務よりお願いいたします。

○合場執行役専務 先ほど小池知事から御紹介がありました西新宿の都市計画法の特例を活用したプロジェクトについてでございます。

御案内のとおり、西新宿の都庁前街路で昨年から国家戦略特区の道路法の特例ということで道路空間を活用したイベントが盛んに行われています。都庁前周辺の賑わいに非常に大きく貢献をしているものと思います。

それに加えて、今回は、都市計画法の特例を活用して、都庁前街路に隣接するビルに、先ほどありましたアトリウムを整備いたしまして、これを一体的に活用するということで、ますます有効な活用が可能になってくると思います。

これまでもこういった道路空間、公的空間の活用の規制改革メニューはこの会議でも取り上げていただきましたけれども、今後も東京の各地でこういうことがどんどん行われるように後押しをしていけたらと思います。

また、こういったイベントの開催については、実際の現場においては、やはり規制官庁の方々の御協力がなくともどうしても前に進まないということでございますので、この点についても、この会議を通じて背中を押していただければありがたいと思います。

以上です。

○藤原審議官 ありがとうございます。

全体につきまして、東京特区推進共同事務局の鈴木事務局長より補足説明等をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木事務局長 ありがとうございます。

先ほど知事がお話しした規制改革の部分について、私から3点ほど補足をさせていただきます。

まず、テレワーク推進センターの機能について、さまざまな情報などのワンストップでの提供以外、テレワーク導入に向けたシステム構築の手法や就業規則などの整備などのコンサルティング、テレワークを実際に体感できる機能の整備を通じた企業に対する普及啓発などを考えております。さらに、今後はテレワーク導入企業と求職者とのマッチングな

ど、サービスの拡大や追加の検討が必要であると考えております。

次に、1年単位の変形労働時間については、業務の繁閑の差が大きい部署、例えば、予算や人事などの部署を想定しておりますが、年間を通じて計画的でメリハリのある働き方が実現できます。

さらに、混合介護ですが、先ほど知事からメリットの説明がありました。介護保険制度の中で具体的にどういった規制が障壁になっているのか、現状の課題を踏まえ、まずは実証実験という形で取り組んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

○藤原審議官 ありがとうございます。

東京都の件につきましては、また後ほど審議の時間をとらせていただきます。

続きまして、養父市の案件に移らせていただきます。資料が飛んで恐縮ですが、資料7を御覧になっていただければと思います。

養父市特区の共同事務局につきまして、御審議をいただきたいと思いますが、その前に、企業による農地取得について、1点御報告させていただきます。

先月9日の特区の諮問会議で広瀬市長から発表いただき、安倍総理から認定もいただきましたけれども、2つの事業、具体的には株式会社Amnakと兵庫ナカバヤシ株式会社の2社になりますが、先月19日に、先ほど大臣からお話ございましたが、山本大臣が現地視察をされまして、その立ち会いのもと関係の契約が締結され、その結果、我が国初の企業による農地取得が実現することになりました。

このように特区のフロントランナーでございます養父市の取組を一層進めるため、総理から諮問会議の場で指示もございましたが、共同事務局につきまして、特区ワーキンググループ委員であります、秋山咲恵サキコーポレーション社長を事務局長といたしまして、本日付で正式に設置しようとするものでございます。本共同事務局は、テレビ会議などをフルに活用いたしまして、養父市の規制改革提案や既存のメニューの徹底した活用を加速してまいります。

それでは、本件につきまして、養父市、広瀬市長より御発言をお願いいたします。

○広瀬市長 この度は、養父市における特区を活用した規制改革等をより一層進めるため、養父市特区推進共同事務局を設置いただく運びとなりましたことを、山本大臣をはじめ、関係各位に厚く御礼を申し上げます。

この共同事務局の設置を契機として、遠隔服薬指導、自家用有償旅客運送など、既存の特例の活用や、ドローンを活用した医薬品の配送、シルバー人材センター会員の請負における労働時間の拡大等々、新たな規制改革事項の実現に向け、動きを加速できるものと考えています。

事務局長に就任いただく秋山先生、アドバイザーの光多先生には、大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

安倍総理、山本大臣の御期待に応えるべく、養父市として頑張っております。

続いて、養父市の近況を御報告させていただきます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

養父市では、今、農業改革をめぐって非常に刺激的なことが進んでいます。11月19日は、山本大臣に御来訪いただき、農地を取得した2社の取組を御視察いただきました。記者会見では、山本大臣から今回の共同事務局の設置を発表いただいたところですが、私からは、視察の前日の11月18日に、2社の企業が農地所有者と市の3者により、農地売買契約を締結した旨を御報告いたしました。

2社の農地取得については、岩盤中の岩盤であった規制を打ち砕いた、企業による農地取得の特例によるものですが、契約締結後、農地法第3条の手続を経て、11月28日付で所有権移転登記も完了しています。養父市では、農地法第3条の許可権限を市が所有しており、6営業日で許可したことにより、契約から登記完了までわずか10日間という短期間で手続を完了いたしました。また、法人農地取得事業の活用を検討している新たな企業もありますので、引き続き実績をつくる努力をしまいに考えています。

終わりになりますが、養父市特区推進共同事務局を有意義で実効性のあるものにするため、秋山先生をはじめ、関係者の皆様には、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○藤原審議官 ありがとうございます。

続きまして、ただいま御紹介がございましたが、特区ワーキンググループの秋山委員、事務局長御就任の御予定でございますが、御発言をお願いいたします。

○秋山事務局長 この度、養父市の特区推進共同事務局長を拝命いたしました、秋山咲恵でございます。

今日の冒頭の山本大臣の御発言にありましたように、養父市は特区の「先進地」としてその存在感を時間が経つにつれ大きくしております。私も、最初に第1期の特区に御応募いただいてそのプレゼンテーションを聞いたときから、広瀬市長のリーダーシップには大変、感銘を受けておりますけれども、今般の企業による農地取得をはじめとして、これまで誰もなし得なかった岩盤規制にまさにドリルで穴をあけるパイオニアとしての実績をこれまで積まれてこられました。

今般、事務推進の面でもこの共同事務局の設置を機に強力に進めてまいりたいと思うのですが、ぜひ心がけたいと思っておりますのは、東京にいて地方のことを考えるというのは、ともすれば、地方の現場の本当の感覚ですとか、温度感ですとか、こういったものを十分に酌み取れないことがあろうかと思えます。謙虚にそういう気持ちを持ちながら、現場感を大切にして、国家戦略特区が都市圏だけのものではなくて地方に寄りそうものであることを示してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原審議官 ありがとうございます。

養父市の特区のプロモーターとしてかねてより御尽力いただいております、公益財団法人都市化研究公室の光多理事長にもおいでいただいております。共同事務局のアドバイザーに御就任予定でございますが、御発言をお願いいたします。

○光多理事長 光多でございます。よろしくをお願いいたします。

養父市は、中山間農業のモデルを目指していろいろとやっておるわけですが、特に、今、お話がございましたように、昨年からの企業の農地所有というような非常に大きな制度変革が必要でございます。

今回のこの共同事務局でございますが、区域会議の間を埋めるという意味で大変有意義でかつタイムリーなものだと思っております。

私はアドバイザーということでございますが、秋山事務局長をサポートすると同時に、アクティブに動いていきたいと思っております。特に作業部会の先生方には、これから、いろいろ御指導、また、共同作業をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございます。

続きまして、仙台市の計画案の審議に移らせていただきます。

また資料を戻っていただいて恐縮ですが、資料1-2を御覧いただければと思います。

計画の内容は、創業外国人材の受入れについてでございます。本件は既に東京都をはじめとします4つの区域で活用されているメニューでございますが、社会的起業を推進していく仙台市においても、我が国で開業しようとする、ベンチャーを起こそうとする外国人を一層受け入れやすくするため、入管法の現行ルールを緩和ないし透明化するものでございます。これによりまして、外国人のベンチャーが増えて、新規の事業展開あるいは雇用の創出が期待されるところでございます。

以上でございますが、本件につきまして、奥山仙台市長より御発言をお願いいたします。

○奥山市長 ありがとうございます。山本大臣をはじめ、事務局の皆様は常日頃から大変お世話になっております。

ただいまお話しいただいたところでございますけれども、この度は、本市の特区の柱であります社会起業に資するメニューの認定申請をお願いしたい、そして、規制改革の取組をより一層加速させていきたいと、このような基本的な考え方でございます。

まず、本市は東日本大震災以降、社会のために、公共のためにといった志を持つ起業家の皆さんが大変増えておまして、これまでも特区のメニューを活用するなどして、さまざまな起業家の方々の支援に取り組んでまいったところでございます。

今回、起業の意欲を持ちます外国人の皆さんへの支援でありますスタートアップビザを追加することで、本市の起業家支援をさらに強化し、「日本一起業しやすいまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。既に仙台で起業を希望される外国人の方から複数の問い合わせがございまして、このメニューを通じて地元企業とのコラボレーションによる地域産業の海外展開でありますとか、また、海外からのインバウンド需要の取り込みなどに期待をしているものでございます。

あわせて、本日は、起業家の支援をより推進するために、新たなメニューの提案もさせていただきたいと存じます。社会起業家の法人設立の選択肢として、NPO法人や一般社団法人などがあるわけでありましてけれども、これらの法人の大きな課題が資金の調達でございます。昨年10月の中小企業信用保険法の改正に伴い、中小企業融資制度の対象にNPO

法人が加わったことは大きな一歩前進と受けとめておりますけれども、一般社団法人や財団法人も対象となるよう、さらなる法の改正をお願いしたいと存じております。このメニューを通しまして、より多様な主体が地域や社会の課題解決に挑戦することを後押ししていきたいと願っているものでございます。

私からは、以上でございます。

○藤原審議官 奥山市長、ありがとうございました。

追加の御提案につきましては、既に特区のワーキンググループにおきましても関係省庁との議論を開始させていただいておりますので、御報告を申し上げます。

続きまして、北九州市の計画案でございます。資料1－3を御覧いただければと思います。

1件でございますが、国家公務員退職手当法の特例でございます。本件は、ベンチャー企業に転職した公務員が再度戻る場合があり得るということで、その場合に退職手当に不利が生じない措置を講ずるものでございます。他の特区でも3区域が活用しておりますが、今回、北九州市でも公務員採用の意向を持つ1社を追加させていただき、本事業を活用いただくということでございます。

北九州市、松元副市長よりお願いいたします。

○松元副市長 北九州市でございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

先日は、山本大臣におかれましては、介護ロボットの実証等の御視察、ありがとうございました。

おめくりいただきまして、今回御提案いたしますのは、北九州市の創業支援であります。創業支援の本市の特徴なのですけれども、今日も福岡社長に来ていただいておりますが、日本最大級のスペースを誇りますこのfabbit等の民間によるコワーキングスペースを中心といたしまして、充実したインキュベーション施設を備えていることと、起業家同士のつながりということで、会員数500人を超えますスタートアップネットワークの会といったもので起業家同士のつながりを深めております。また、オール北九州ということで、金融機関とも連携した創業支援が可能であるということでございます。

今回、これらの特徴の連動を強化するために、この特例を活用いたしまして、官民の人材移動の柔軟化を図りまして、スタートアップ企業の人材確保の支援を強化したいということでもあります。

具体的には、今回特例を活用予定のHouyou株式会社におかれまして、各種手続の支援人材を希望しておられますので、市といたしましても、適切なマッチングが図れるよう支援し、起業家と寄り添いつつ、日本一起業しやすいまちづくりを目指していきたいと思っております。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございました。

今、御紹介がございました、Houyou株式会社の福岡社長より、御発言をお願いいたします。

○福岡代表取締役社長 Houyou株式会社の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

当社は、ITシステム開発事業とfabbitを核とした創業支援施設の運営事業の2つを事業の柱とさせていただいております。

これらの事業を推進していく上で必要となる各種行政手続であったりとか、販路拡大、規制確認等の支援を賜れるように、公務員の方を当社に採用させていただきまして、質の高いサービスを創業者の方々に提供できればと思い、このような形で御発表させていただいております。何とぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございます。

最後に、兵庫県の計画案になります。資料1-4を御覧ください。

1件、都市公園法の特例でございます。今回、兵庫県としては初めてでございますが、他の区域でも、東京都をはじめとしまして積極的に御活用をいただいております。西宮市の市立久保公園に社会福祉法人いちにわたけのこ会が、定員60名の保育所の再来年4月の開所を目指すということでございます。

兵庫県、梅谷理事より御説明をお願いいたします。

○梅谷理事 兵庫県でございます。

資料6をお願いいたします。

兵庫県に対しましては、大変大きな支援をいただいていることにつきまして、改めまして感謝を申し上げます。

まず、1ページでございます。兵庫県におきましても、都市公園占用保育所等施設設置事業を初めて活用したいと考えております。阪神間のベッドタウンである西宮市では、本年4月の待機児童数が183人と、県内でも2番目、全国で32番目に多い状況となっております。このため、今回、都市公園法の特例を活用して、後ほど稲垣理事長から御説明がございましたが、西宮市立久保公園内に定員60人の保育所を開設し、待機児童の解消を促進したいと考えております。良心的な保育所を運営されている法人でもございますし、待たれている施設でもございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2ページは提案でございます。国家戦略特区における重点分野の1つ、外国人材の受入れ促進に向けて、2点御検討をお願いいたします。1つ目は、ホテル・旅館における外国人の技能実習につきまして、技能実習2号職種と同様の扱いとして、最長3～5年の実習を可能にさせていただきたいというものでございます。2つ目は、ワーキング・ホリデーにつきまして、ホテル・旅館の業務など、日本の生活様式の普及促進につながるものにつきましては、2回目のワーキング・ホリデービザを取得できる仕組みを創設させていただきたいというものでございます。オーストラリアでも導入されている制度でございますし、これらによりまして、温泉地等へのさらなるインバウンドの増大などにつながるものと考えておりますので、ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤原審議官 ただいま御紹介がございました、いちにわたけのこ会稲垣理事長様、お願いいたします。

○稲垣理事長 社会福祉法人いちにわたけのこ会の理事長の稲垣と申します。よろしくお願いいたします。

待機児童解消が問題になっておる中で、西宮市より、久保町の公園内に保育所の分園をつくるというお話をいただきまして、社会福祉法人としてぜひ協力したいと思いました。そして、子供たちにとって温かくて居心地のいい居場所となるような保育園を目指していきたいと考えております。また、地域の公園内にある保育園として、みんなの子供をみんなで育てるという観点を大事にして、地域に根差した保育園をつくっていききたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原審議官 ありがとうございます。

それでは、5つの区域の計画案、養父市の共同事務局の案につきまして御審議いただいたところがございますが、続きまして、民間有識者の方々から御意見を頂戴したいと思います。八田議員、原委員の順でよろしくお願いいたします。

○八田議員 プレゼンテーションをありがとうございました。

本日、各地の多様な御提案を伺いまして、その中に「雇用促進」という問題意識が広く共有されていることを認識しました。

最後にお話しになった西宮の都市公園における保育所の開設は、結局はお母さんたちの労働市場への参加を促すことです。技能実習生としてホテル・一般旅館に対する業務に携わる外国人の滞在期間を延ばすというのもそうだと思います。

仙台では、スタートアップの外国人が働き始めやすいようにするということでした。

北九州の場合には、創業者が公務員出身の人を雇えるようにしようということで、これも雇用を促進しようということだと思います。

養父市は、先ほど市長がお話しになったように農地を企業が所有できるという大改革をなさったわけですが、その結果、実は季節的に非常に作業変動の多い企業が、年間を通じてその労働者を農業にも従事させることによって平準化できることになりました。それは企業の雇用にとっても非常に助かることなのだとということが背景にあります。

東京都は、テレワークの促進という、これからはどうしても必要なことを都が中心になって始めようとしておられます。1年単位の変形労働時間も、これは企業でもできることかもしれないが、まず、役所でも始めようとしておられる。それから、介護のことも結果的には女性の雇用促進につながる。そして、何よりもライフ・ワーク・バランスで20時までにはしようということ。これは、民間企業ではなくて、まず、官がやるということに大きな意義があります。これは中央官庁でもぜひやるべきですね。日本中でやるべきところの最初は役所なので、それを先陣を切ってなさるとするのは、大変意義の高いことだと思います。

全国の特区が雇用促進のために活用されようとしていることを実感いたしました。

○藤原審議官 原委員、お願いします。

○原委員 どうもありがとうございました。

いくつか新しい御提案をいただいておりますので、ワーキンググループでも、早急に関

係省庁との協議を行って、実現に向けて進めていきたいと思ひます。

2点、コメントをさせていただければと思ひますが、1つは、東京都から働き方改革と介護などについて、東京で先行した取組を進められていくということで、これは大変期待のできることであって、私どものほうでも最大限できるサポートをしていきたいと思ひます。

御提案のあった中のテレワーク推進センターは、おそらく運営していかれる中でさらなる課題がどんどん出ていくのだろうと思ひております。これは最近の政府の別の会議、規制改革推進会議のワーキンググループとか未来投資会議の分科会などでも議論が出ているのですが、実はこのテレワークに関しては、何年も前からアクションプランを定めて、こういった課題を解決していかないと本格的に導入が進まないと言われていたのだけれども、何年間も全然動いていないという課題がいくつかございます。

例えば、深夜早朝労働についての制約があって、これが通常の労働の場合と同じようにかかるわけですが、そうすると、例えば、子育て中のお母さんが子供が寝た後で仕事をしようと思うと深夜労働になってしまいますとか、そういう話が出てきて、これは本来の趣旨とは全然違う制約がかかるといった問題がございまして、それ以外にもテレワークを導入しようとしていろいろとひっかかるという話をよく聞いております。そんな話をぜひ解決していけるといいのかなと思ひました。

2点目に、兵庫県から御提案のあったインバウンド分野での外国人材のお話でございまして、これも私どもはいろいろなところから伺う話であります。インバウンド分野で外国人材、特に外国人観光客が増えてきている中で大変人材が足りなくて困るといったお話も聞いているわけであります。

御提案があった技能実習という枠組みで対応していくことは、技能実習は本来途上国のための人材を育てるという枠組みでありますから、それによって対応していける分野もあるかと思ひますが、一方で、正面から日本で活躍できる外国人材を受け入れていくといった枠組みもあわせて御検討いただくほうがいいのではないかと思ひました。実は特区のワーキンググループの中で、そういった御提案、正面から外国人材をこの分野で受け入れていこうという御提案もいただいておりますので、そういった御検討もぜひあわせていただけるとよろしいかと。

以上でございます。

○藤原審議官 ありがとうございます。

それでは、本日の区域計画案及び養父市特区推進共同事務局の案につきまして、本日の区域会議で決定したいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原審議官 ありがとうございます。

それでは、計画案につきましては、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに認定の申請の手続に入らせていただきます。

なお、特区法に基づきます事業者によります追加申出制度手続についても、並行して実

施させていただきます。

会議の最後での御紹介になって恐縮でございますが、各地の特区の最近の動きということで、参考資料2にまとめてございます。山本大臣が大変精力的に週末を中心に御出張・御出席をいただいております、さまざまなプロジェクト、イベントも掲載させていただいております。仙北市におけます公道での無人バス走行プロジェクト、愛知県の道路コンセッション事業など、本日はおいでにならない特区の方々のところも掲載させていただいております。後ほど御覧いただければと思います。

それでは、山本大臣より一言お願いできればと思います。

○山本大臣 活発な御議論をありがとうございました。

いろいろな規制改革メニューの活用が広がって、特区の成果が上がっていることを大変うれしく思います。

先日も養父市に寄らせていただきまして、広瀬市長には本当にお世話になりましたが、まさに企業の農地取得という岩盤規制中の岩盤に風穴をあけることができたことは特区の大変大きい成果でありまして、これをぜひ全国に広げるように進めていって、日本の農業を本当の成長産業にしなければならないというのが私どもの願いでありますので、ぜひ成功事例をつくっていただいて、それを大いに発展させてもらいたいと思います。また特区推進共同事務局については、秋山先生にこれから頑張っていただきたいと思います。

また、東京都には積極的に特区を活用していただいております、また新しい刺激的な提案もいただきまして、ありがとうございます。こうした新たな規制改革をしっかり進めていきたいと思います。特に「テレワーク推進センター」は、働き方改革における本当に大事な規制改革提案だと思いますので、本来ならばぜひ中央省庁でもやりたい事項でありますけれども、またいろいろな経験をお教えいただければと思っております。

それから、仙台市の「中小企業融資制度の対象拡大」なども、しっかりとワーキンググループで担当省庁と議論してまいりたいと思います。

関係者の皆様方におかれましては、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○藤原審議官 山本大臣、ありがとうございました。

5分ほど時間があるのでございますが、特段最後という方、何かありますでしょうか。知事、市長、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

少し早いのでございますが、合同区域会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、事務局より後日連絡を申し上げたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。